

あなたの学校に

道南地域の
中学・高校・大学
が対象です

裁判官を派遣します！

～裁判官の出前講座・リモート講座～

裁判官から講義を受けてみませんか？

「総合的な学習の時間」や法教育の一環にご活用ください。

①民事裁判について

令和4年4月1日から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられ、18歳、19歳の方は、親の同意を得なくても自分で契約ができるようになります。

自転車で人にけがをさせてしまったら？

ローンが返せなくなったら？

誰にでも起こり得る事例を通じて、民事裁判の基本に触れてみませんか。



こんなテーマでお話しします！

②裁判員裁判について

令和5年から、18歳、19歳の方も裁判員に選ばれる可能性があります。

どんな人が裁判員に選ばれるの？

選ばれたら何をすればいいの？

皆さんの疑問に、裁判官がお答えします。

③裁判官の仕事について

裁判官が普段どんな仕事をしているかご存じでしょうか？

そもそも裁判官ってどんな人？

どうして裁判官になったの？

ぜひ裁判官に聞いてみてください！

※出前講座は、函館市及びその近郊が対象です。

※リモート講座は、道南地域（渡島、檜山管内のほか、後志管内寿都町、黒松内町、島牧村も含む。）が対象です。

※費用は無料です。講師の交通費等も一切かかりません。

※所要時間、人数、ウェブ対応アプリ等、ご相談に応じますので、お気軽にお問合せください。

お申し込み・お問い合わせ先（土日祝日を除く午前8時30分から午後5時まで）

函館地方裁判所総務課庶務係 0138-38-2371